## 佐賀県告示第三百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次の

とおり道路の供用を開始する。

の縦覧に供する。 十二月二十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般 その区間を表示した図面は、平成二十一年十一月二十七日から平成二十一年

平成二十一年十一月二十七日

佐賀県知事 古 川

康

吉県田道鶴線	路線
	名
先まで神埼市神埼町鶴字馬郡八〇番一地四三一番二地先から四三一番二地先から神埼郡吉野ヶ里町田手字三本杉二	供用開始の区間
平成二一・一一・二七	供用開始の期日